

所管部課	教育部青少年課	部長	小俣 学		
件 名	東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	企画財政部			
<p>1. 要 旨</p> <p>附属機関の委員の選出区分に市議会議員や市の職員を含めることは、地方自治法の趣旨（議決機関と執行機関を分立していること、職員は市長の補助機関であること）に照らして不適當であることから、選出区分の見直しを行うとともに、より専門的な知見等を活用した調査審議を深めるために必要な関係行政機関の職員を委員に追加するため、改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員構成のうち、「東大和市議会の議員 1人」及び「東大和市の職員 3人以内」を削除し、「関係行政機関の職員 4人以内」を「関係行政機関の職員 6人以内」に改める。</li> <li>その他所要の文言整理を行う。</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>令和5年5月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>地方自治法の趣旨に沿った委員構成となる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 文書課において審査済み。</p> <p>(2) 令和4年12月23日開催の教育委員会定例会において報告済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、令和5年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。